

議案第 1 2 7 号

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例

川崎市青少年科学館条例（昭和 4 6 年川崎市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 普通観覧料(1)一般投影の観覧料の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 一般投影の観覧料

区 分	個 人	団 体
高校生・大学生 及び 6 5 歳以上の者	2 2 0 円	1 人につき 1 7 0 円
一 般	4 4 0 円	1 人につき 3 5 0 円

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

青少年科学館について、プラネタリウム的一般投影の観覧料を改定するため、この条例を制定するものである。